

事務連絡  
令和5年7月26日

施術管理者 各位

東京都福祉局  
生活福祉部医療助成課長

障マル障・乳マル乳・子マル子・青マル青<sup>あお</sup>にかかるポスター掲示について（依頼）

日頃から、東京都の医療費助成事業につきまして、多大な御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の4制度については、毎年度、受給者証・医療証の更新時期に合わせて、施術所窓口において周知ポスターを掲示していただいているところです。

今年度においても以下のとおりポスターを作成いたしましたので、恐縮ですが貴施術所内における掲示をお願いいたします。

今後とも、受給者証・医療証の適正な取扱いにつきまして、御理解、御協力いただきますよう、何卒お願い申し上げます。

## 1 標記制度に関するポスター一覧

制度	ポスタータイトル	ポスター内容	掲示方法
マル障制度	「障受給者証をお持ちの方へ」	受給者証更新（R5.9.1）のお知らせ	現在掲示していただいているポスターと、差し替えて掲示願います。
マル乳・マル子・マル青制度	「乳・子・青医療証をお持ちの方へ」	医療証更新（R5.10.1）のお知らせ	

## 2 ポスター内容

### （1）マル障制度「障受給者証をお持ちの方へ」

[受給者証の色] 令和5年9月1日から、受給者証の色が「うすい水色」になります。

[証の有効期間] 令和5年9月1日から令和6年8月31日までです。

なお、精神障害者保健福祉手帳による受給者の方は、手帳の有効期限が到来する年のマル障の終期は、手帳の有効期限満了日までとなります。

[負担割合等] 対象者の前年の所得により、1割負担のあるもの（公費負担者番号 80136…）と負担のないもの（公費負担者番号 80137…）の2種類となります（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額はいずれも本人負担）。

(2) マル乳・マル子・マル青制度「・・医療証をお持ちの方へ」

[医療証の色] 令和5年10月1日から、医療証の色が「淡いオレンジ色」になります。

[証の有効期間] 令和5年10月1日から令和6年9月30日までです。

[自己負担等] マル子・マル青の医療証については、自己負担のあるものと自己負担のないものの2種類（下表のとおり）となります（食事療養標準負担額はいずれも本人負担）。

なお、マル乳については、自己負担はありません。

◀ マル子医療証の種類 ▶

▶ 自己負担のあるもの（通院1回につき200円上限）  
公費負担者番号 88131…、88134…

▶ 自己負担のないもの  
公費負担者番号 88135…、88137…

◀ マル青医療証の種類 ▶

▶ 自己負担のあるもの（通院1回につき200円上限）  
公費負担者番号 89131…、89134…

▶ 自己負担のないもの  
公費負担者番号 89135…、89137…

制度概要・最近の変更内容・レセプト記載例等は東京都福祉局ホームページを御参照ください。

東京都福祉局トップ⇒分野別のご案内「生活の福祉」⇒医療助成

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/index.html>

問合せ先 東京都福祉局生活福祉部医療助成課

担当 03(5320)4571

担当 03(5320)4282

# 障 受給者証をお持ちの方へ

**9月1日は障 受給者証の更新日です。**

(新しい受給者証)

更新日の前日まで新しい受給者証が届かない方は、お住まいの区市町村担当窓口へお問い合わせください。受診の際には、新しい受給者証と被保険者証を必ず窓口へ提出してください。

**【有効期間】**  
令和5年9月1日から  
令和6年8月31日まで

なお、**精神障害者保健福祉手帳**による受給者の方は、手帳の有効期限が到来する年の7月31日の終期は、手帳の有効期限満了日までとなります。

障 受給者証 (部) (食)	
負担者番号	80136
受給者番号	80137
住所	〒
氏名	見本
生年月日	大前 平介 年 月 日
有効期間	令和5年9月1日から 令和6年8月31日まで
上記の情報は、心身障害者の医療費の削減に関する 条例により医療費の一部を東京都が負担するもので あることを証明します。	
東京都知事	
交付年月日	令和 年 月 日

(うすい水色)

## 障 心身障害者医療費助成制度

### 【一部負担額】

負担者番号 (頭5桁)	受給者 証表示	一部負担額及び上限額		
		1割負担	外来 上限	入院 上限
80136...	(部) (食)	入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。	18,000円/月	57,600円/月
80137...	(食)	外来・入院の一部負担はありません。 ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。	年間上限14万4,000円	多数回 44,400円※

※多数回：過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(部) ... 同一の医療機関で1か月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません。

(食) ... 入院時の食事代等は所得の状況などによって軽減されることがあります。詳しくは、加入している医療保険又は高齢者医療担当課へお問い合わせください。

### 【障 受給者証申請について】

**身体障害者手帳 1級・2級 (内部障害は3級まで)、愛の手帳 1度・2度又は精神障害者保健福祉手帳 1級**をお持ちの方が対象です。

新たに申請される方は、住民票のある区市町村担当窓口へお問い合わせください。原則として申請日の属する月の初日から本制度の対象となります。

### ● 次のいずれかに該当する方は障 制度の対象になりません ●

- 65歳以上で新たに障害者 (重度障害) になった方
- 所得が基準額を超える方
- 後期高齢者医療制度の加入者で、住民税が課税されている方

お問い合わせは、**住民票のある区市町村又は東京都福祉局まで**

東京都福祉局生活福祉部医療助成課 03-5320-4571 (直通)



東京都福祉局

令和5年7月

# 乳・子・青医療証をお持ちの方へ

**10月1日は乳・子・青医療証の更新日です。**

受診の際には、新しい医療証と被保険者証を必ず窓口へ提出してください。

**【有効期間】令和5年10月1日から令和6年9月30日まで※**

## 乳 乳幼児医療費助成制度

- ・小学校入学前までの乳幼児が対象となります。
- ・所得制限は区市町村により異なります。

負担者番号

「88132×××」又は「88138×××」

## ○窓口負担

《通院》負担はありません。

《入院》食事療養標準負担額をお支払いください。

(新しい医療証)

乳	医療証	負担者番号	8:8113
受給者番号		乳幼児氏名	
乳幼児氏名		住所	
生年月日	平成 令和	年 月 日	
生年月日	平成 令和	年 月 日	
保険者氏名		氏名	見本
有効期間	令和5年10月1日から 令和6年9月30日まで	交付年月日	令和 年 月 日

(淡いオリーブ色)

## 子 義務教育就学児 ・ 青 高校生等医療費助成制度

- ・子は小学生、中学生、青は高校生等が対象となります。
- ・所得制限は区市町村により異なります。

負担者番号

子 「88135×××」、「88137×××」

青 「89135×××」、「89137×××」

## ○窓口負担

《通院》負担はありません。

《入院》食事療養標準負担額をお支払いください。

(新しい医療証)

子	医療証	負担者番号	8:9113
受給者番号		高校生氏名	
高校生氏名		住所	
生年月日	平成	年 月 日	
生年月日	平成	年 月 日	
保険者氏名		氏名	見本
有効期間	令和5年10月1日から 令和6年9月30日まで	交付年月日	令和 年 月 日

(淡いオリーブ色)

負担者番号

子 「88131×××」、「88134×××」

青 「89131×××」、「89134×××」

・医療証の右上に **通院負担(200円)** と表示があります。

## ○窓口負担

《通院》通院1回につき200円 (200円未満の場合もあります。)をお支払いください。

調剤及び訪問看護については、負担はありません。

《入院》食事療養標準負担額をお支払いください。

(新しい医療証)

子	医療証	負担者番号	8:8113
受給者番号	8:9113	高校生氏名	
高校生氏名		住所	
生年月日	平成	年 月 日	
生年月日	平成	年 月 日	
保険者氏名		氏名	見本
有効期間	令和5年10月1日から 令和6年9月30日まで	交付年月日	令和 年 月 日

(淡いオリーブ色)

※【有効期限】子 15歳児は令和6年3月31日まで、青 18歳児は令和6年3月31日まで

お問い合わせは、お住まいの区市町村又は東京都福祉局まで

東京都福祉局生活福祉部医療助成課 03-5320-4282 (直通)

東京都福祉局

令和5年7月

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクル適性マークを貼ってリサイクルできます。